

番号	1 1) 妊婦健康診査
項目	母体・胎児の正常経過を継続的に診る妊婦健康診査は極めて重要といえます。公費負担の拡充は経済的負担を軽減し、全妊婦の積極的な受診の促進に繋がります。令和5年度の大阪府公費負担の平均額は120,010円となり、公費負担額の引上げが図られているほか、33市町で多胎妊婦への公費負担の追加が行われています。令和6年度大阪市の妊婦健康診査の公費負担総額は一人当たり120,810円（14回合計）、多胎妊娠は128,330円となっております。しかし、助産所での公費負担額は1回3,760円、10回まで合計37,600円となっております。 病院・助産所の区別なく同額の公費負担が受けられるよう妊婦健康診査公費負担の一層の充実を図られますとともに、市民として同じ公的サービスが利用でき、公費受診票をすべて使用しないまま妊娠期を終了する不利益を被ることがないように償還払い等の措置をご検討お願いします。また、令和6年度診療報酬が改定され、医療分野における従事者の賃上げに向け、ベースアップ評価料の新設および初再診料、入院基本料等が引き上げられましたので、妊婦健康診査公費負担額の1回当たりの増額の検討を是非お願いいたします。
	（回答） 本市では平成24年度より、全ての妊婦が安心して安全に出産できるように、国の示す妊婦健康診査の標準検査項目全てを公費負担の対象とし、診療報酬単価の改定に合わせて実際の受診額相当に公費負担額を引き上げることで、妊婦の経済的負担の軽減を図ってまいりました。 平成31年度からは、超音波検査の公費負担回数を4回から8回に増やし、令和2年度からは、多胎妊娠の方の公費負担回数を2回分追加し、さらなる経済的負担の軽減を図っているところです。 今後とも、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、より安心・安全な出産となるよう体制を確保してまいります。
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ 電話：06-6208-9967

番号	1 2) 妊婦超音波検査
項目	妊婦超音波検査は、胎児発育の評価、well-being の評価、異常の早期発見、正確な助産診断の目的で助産所でも行われております。大阪市では、助産所において、妊婦健康診査の超音波検査受診票を使用することができず、妊婦の自己負担で実施しております。すべての妊婦が等しく公費助成を受け、安心安全な出産の支援を受けられるように、助産所における超音波検査をスクリーニング検査として位置づけ、受診票で受診できるようお願いいたします。また、超音波を使用した NST（ノンストレステスト）は妊娠後期の「胎児 Well-being 検査」として推奨されています。この検査についても、公費の助成拡充をお願いいたします。 (回答) 本市では、妊婦の健康管理の向上、経済的負担の軽減による出産にのぞめる環境づくりをこれまで以上に推進し、安全に安心して妊娠・出産することができるよう、平成 31 年度から、超音波検査の公費負担回数を 4 回から 8 回に拡充しております。 妊婦健康診査中の超音波検査を含む各種検査につきましては、検査を実施するのみではなく医師法上の医学的な判断、及び結果によっては更なる医学的処置や対応まで実施していただくものとして、本市では位置付けておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。 今後とも、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、より安心・安全な出産となるよう体制を確保してまいります。
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ 電話：06-6208-9967

番号	1 3) 訪問型事業
項目	一助産師が一组の母子を訪問するポピュレーションアプローチである大阪市乳児家庭全戸訪問（妊婦面談・訪問、未熟児・新生児・乳児・多胎訪問）やアウトリーチ型産後ケア事業、およびハイリスクアプローチである専門的家庭訪問支援事業は、その対象者の健康保持、産後うつ・虐待予防など、妊娠・分娩・育児に関する様々な課題問題を客観的に評価し対処していく事業です。そのため、従事助産師には、きめ細やかな心遣いと配慮、専門性に富んだ見識が必要となり、従事助産師は日々研鑽を重ね、行政との連携に努め、責務を果たすよう努めております。助産師が働く環境の整備、事業単価の増額等の処遇改善に向けて、一層、関係事業の予算拡充を図っていただきますようお願いいたします。
	（回答） 本市では、母子保健法及び児童福祉法に基づき、3か月児健康診査までのすべての家庭に助産師または保健師の専門職が家庭訪問をおこなっております。また令和元年度からは、赤ちゃんへの気持ち質問事業（乳児家庭全戸訪問事業において実施）を開始し、母親のメンタルヘルスの状態を客観的に評価し、支援が必要な対象者の把握に努めております。令和5年度からは、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じる伴走型相談支援も始まり、その一環として妊娠8か月面談も開始し、この面談には助産師にも従事していただいています。また、産後ケア事業は、令和5年度よりアウトリーチの対象を出産後4か月以降から0か月以降利用可能に変更するとともに、施設要件を開設届を提出している助産所にも拡げたことで、地域の助産師の専門的な支援が受けられる機会を増やしています。 今後も、より充実した相談支援が行えるように、助産師の活用を含めた制度拡充を図っていけるよう、引き続き国、他都市の動向を注視しつつ、母子保健施策の充実に努めてまいります。
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ 電話：06-6208-9967

番号	1 4) 産前産後ケアセンターにおける産後ケア事業
項目	産後に心身の不調や育児不安などを抱える母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児サポートをすることで安心して子育てができることをめざす支援です。大阪市委託の国会産前産後ケアセンターのショートステイ（宿泊型）・デイサービス（通所型）の対象者は、出生後から4か月未満までの乳児とその母親で、自己負担額減額に伴い、利用件数は増加しています。それゆえ、生後1か月以内と生後2～3か月の児では、成長発達に伴い保育内容が大きく異なり、安全な保育設備（ベッド・衣類・リネン類・ミルク・遊具等）を整えることが必須となり、従事助産師にも更なる専門的な能力への研鑽が必要です。また、多胎児加算はショートステイで4,000円となっておりますが、保育者を必要とするため更なる増額をお願いいたします。 現在の委託料では、経営が成り立たない厳しい状況となっております。産後ケア事業単価に係る事務費10%を是非お願いします。 令和7年度こども家庭庁産後ケア事業の概算要求では、24時間365日受入整備体制として、1施設当たり年額300万円弱、宿泊型では夜間に2名以上を配置する施設に月額25万円弱の加算が計画されています。予算確定時には、是非とも大阪府、大阪市において受入整備体制の施設加算の運用の拡充とともに、産後ケア事業への増額の予算確保を強く要望します。
	（回答） 本市の産後ケア事業は、令和5年度より国の方針を受けて利用者負担額の減額を実施しております。また、令和6年度より、産後ケア事業の提供にあたり、乳幼児突然死症候群等による事故の発生を予防し、サービス水準の向上を図ることを目的として、乳児用体動センサーやベッド等の安全管理対策に係る備品（以下「備品」という。）の購入に要する経費について、「大阪市産後ケア事業安全管理対策費補助金（以下、補助金）」を実施しています。年々、利用者が増えていく中、安心・安全に産後ケアを提供できるよう国や他都市の動向を注視しつつ、委託料の検討を含め、事業実施体制の確保に努めてまいります。
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ 電話：06-6208-9967

番号	1 5) 母乳育児の推進および母乳育児確立への支援
項目	母乳育児のためのケアの実践、指導は、助産師の専門分野であり、従来より市民の皆様の周知や評価は高いものとなっております。プレパパ・ママ育児セミナーでの指導や啓発、アウトリーチ型産後ケア事業での母乳育児実践の他に、子育て支援関連施設での“母乳育児相談コーナー”や、区保健福祉センターの3～4か月児健診時の”母乳育児相談コーナー”の設置など、一層の支援の充実を図って頂きますようご検討お願いいたします。
	(回答) 厚生労働省において示されている「授乳・離乳の支援ガイド」が平成31年3月29日付改定され、母子にとって母乳は基本であり、母乳で育てたいと思っている人が無理せず自然に実現できるよう、妊娠中から支援を行うものと記されております。 本市におきましては、母親教室や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業のアウトリーチ型をはじめ、乳幼児健康診査等各種母子保健事業の一層の充実を図ることで、個別相談の機会を増やし、母乳の推進を含めた育児に対する支援を実施しているところです。また、3か月児健康診査時における相談コーナーの設置等につきましては、会場スペース等各区の実状に応じた対応となりますが、可能な限り様々な母子保健事業等を活用し、妊娠から離乳完了までの各時期に母乳育児に係る必要な情報を適切に提供していくよう努めてまいります。
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ 電話：06-6208-9967

番号	2 大阪市区行政への助産師の雇用を図られたい
項目	妊娠・分娩・子育ての不安や母子の孤立の解消、児童虐待の予防・早期発見の拠点となる子育て世代包括支援センターの全国展開に伴い、弊社助産師も自治体に雇用されるようになりましたが、ほとんどが会計年度職員です。地域を熟知した活動の実績及びその強い専門性を発揮し活躍できる助産師の常勤雇用の促進とともに、専門性に見合った賃金体系の構築を要望いたします。
(回答) 本市では、以前より各区保健福祉センターにおいて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行っており、この間、関係部署間の連携強化と情報共有を推進し、子育て世代包括支援センターとしての機能を強化してまいりました。 また、本市では、伴走型相談支援でもある妊娠 8 か月面談、乳児家庭全戸訪問事業及び専門的家庭訪問支援事業の委託において、助産師資格を有するものを従事者としております。訪問事業に従事する助産師は、対象者の状況に応じて、地域資源等の情報も提供しながら、継続支援が必要な場合は区保健福祉センターの保健師に引き継ぎも行い、支援が途切れないうち配慮しながら支援をしています。 今後とも助産師等の専門職の従事が効果的と考えられる事業について、専門職の活用を検討するとともに、賃金水準についても引き続き検討してまいります。	
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ 電話：06-6208-9967

番号	3 健やかな次世代育成のため、包括的セクシャリティ教育を幼稚園はじめ小・中学校教育に組み込まれるよう予算化を図りたい
項目	大阪市における青少年の現状は、若年の予期せぬ妊娠とそれに伴う出産数が減少していないこと・若年や妊娠出産適齢期の性感染症罹患の増加、コミュニティサイトに起因する被害児童数の増加・デートDVや虐待に伴う子どもの自己肯定感の低下と自己決定力の脆弱化など、極めて深刻で、それを守るべき大人の責務は大きいと考えます。子どもは社会の未来です。子ども達が自ら社会との関係性を学び、将来の生き方を考え、自身が望むライフプランを描くことができ、夢を持って社会を担うことができるように、幼稚園、小・中学校におけるセクシャリティ教育は重要です。以前より本会は、大阪市委託の思春期健康教育を実践しており、ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした心身に働きかける助産師による性教育が提供できます。 大阪市全ての幼稚園をはじめ小・中学校の全学年において、包括的セクシャリティ教育が実践できるよう予算化を要望いたします。
	(回答) 大阪市立学校においては、生きる力を育む性に関する指導にあたって、全校に「生きる力を育む性に関する指導の手引き」を配付し、児童・生徒の発達段階や、各校の実態に応じて様々な教科・領域で計画的に取り組んでおります。幼稚園においても、幼児の発達段階に応じた指導が必要であることから、同手引きの資料提供を行っております。 また、関係部局と連携し、思春期の健康教育事業「ティーンズヘルスセミナー」を活用するなど、各学校の実情に応じたテーマによる講義も実施しております。 引き続き、人権尊重を基盤とした「生きる力を育む性に関する指導」に取り組んでまいります。
担当	教育委員会事務局指導部保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	4 母子保健に係る施策の検討会議などへの助産師の参画・活用を図られたい
項目	要保護児童対策地域協議会、次世代育成事業等母子保健に係る施策の検討会議などにおける助産師の登用・参画は、女性とその家族に対する切れ目ない支援の実現、健全な次世代の育成のために必須と考えます。一層の登用・参画の推進をお願いいたします。 (回答) 各区要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等においては、検討するケースにより、児童等に直接関わりのある関係機関や関係者に参画していただいております。様々な視点からご意見・情報をいただき、共有しつつ連携を図っているところです。また、「区要保護児童対策地域協議会の運営マニュアル」において、参画機関として助産師会も明記させていただいております。今後においても各ケースについて関係機関等と幅広く情報や考え方を共有し、さらなる連携の強化に努めてまいります。 次世代育成事業等に係る施策の検討会議等においては、平成 25 年度から、こども・子育て支援会議（平成 25 年 4 月施行）を条例設置し、従来のおおさか市次世代育成支援対策推進会議の機能を引き継ぎ、次世代育成支援事業に関連した施策の検討を行っております。 会議の委員は、有識者や公募による市民委員、関係団体の代表者などで構成し、医学的見地からは医師のご意見をいただいております。 また、母子保健施策を含む「おおさか市こども・子育て支援計画（第 2 期）」（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）の策定の際には、こども・子育て支援会議において各委員からご意見をお伺いするとともに、パブリック・コメントを実施したところです。 現在、令和 7 年度以降の新たな計画（「（仮称）おおさか市こども計画」）の策定を進めているところですが、その際にも同様にこども・子育て支援会議やパブリック・コメントを実施し、広くご意見をいただく予定です。 施策の推進にあたっては、引き続き様々な立場の方からご意見をいただけるよう、配慮に努めてまいります。 なお、平成 30 年 12 月に設置しました児童福祉審議会においては、助産師の有資格者に委員としてご参画いただいております。
担当	こども青少年局子育て支援部管理課児童支援対策グループ 電話：06-6208-8867 こども青少年局企画部企画課企画 電話：06-6208-8337

番号	5 地域子育て支援拠点事業における予算の増額を図りたい
項目	本会受託のこの事業は、地域の親子のニーズを検討しながら、両親教室・子育て講座・助産師による計測や相談など多岐にわたる関わりとともに、親子の集いの場となっております。しかしながら、受託費の不足のため、開催場所である本会がその管理運営費を捻出する状況となっており、事業運営は困難を極めております。賃料補助の適用をご検討いただきますようお願いいたします。 (回答) 大阪市地域子育て支援拠点事業は、国の補助事業であり、本市の委託料は国が定めている基準額に基づいて定めております。近年は、年々国の基準額が最低賃金や物価変動に基づき増額改訂されており、本市の委託料も国に準じて改定しております。しかしながら、さらなる事業の安定運営のためには、より多くの費用が必要と考えられるため、本市としても国に対して基準額の増額を要望しているところであります。 なお、大阪市地域子育て支援拠点事業賃料補助金については、本市の単独事業であり、専ら本事業実施施設として使用する賃貸物件にかかる建物賃借料（管理費・共益費を除く）を対象として、補助金の交付申請があった事業者に月額10万円を上限とした補助を行っています。 今後も国の動向等を注視しつつ、安心して子育て・子育てができる環境を備し、地域の子育て支援機能の充実に努めてまいります。
担当	こども青少年局子育て支援部管理課子育て支援グループ 電話：06-6208-8112

番号	6 妊娠・出産期から育児期まで継続的な母子ケアを提供する体制及びその運用にご協力いただきたい
項目	大阪市では、平成 31 年より各区において、「地区担当保健師との信頼関係の強化」「子育て家族支援の充実」に向けて、区の実情に応じた『大阪市版ネウボラ』の取り組みを開始され、保健師の顔の見える化の取り組みや、妊産婦が相談しやすい環境を構築する取り組みなど、継続的に取り組まれています。近年、妊娠期から産後、育児期まで一連の期間を通して同じ助産師（チーム）によって母子のケアを行う「マイ助産師体制」が注目されています。助産師による継続ケアの提供体制および運用へのご協力を賜りますようお願いいたします。 (回答) 本市では、以前より各区保健福祉センターにおいて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行っており、この間、関係部署間の連携強化を推進し、妊娠・出産・子育て期に養育支援を必要とする家庭への継続的な支援を行ってまいりました。 令和 5 年度から開始している伴走型相談支援では、妊娠 8 か月面談及び乳児家庭全戸訪問事業の実施において、できる限り同一の助産師が妊婦との信頼関係を築きながら、出産後も継続した支援を行える体制を整えています。 また、妊娠・出産・子育て期における養育支援を特に必要とする者（以下「要養育支援者」という。）の早期把握とともに、児童虐待予防のための要養育支援者の孤立防止および養育力の向上の支援を目的として、大阪府下において保健医療の連携体制の整備をはかり「要養育支援者情報提供票」を活用した医療機関（産婦人科、小児科等を標榜する病院及び診療所ならびに助産所）と保健機関の連携による要養育支援者の継続支援も行っております。 引き続き、関係機関とのより一層の連携のもと、伴走型相談支援に取り組むとともに、国および他自治体の動向を注視しつつ、本市母子保健施策の充実に努めてまいります。
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ 電話：06-6208-9966

番号	7 訪問事業等における個人情報に係る情報管理システムを構築していただきたい
項目	市民サービスにおける情報システム構築は必要不可欠の時代となっております。訪問事業、講座開催等には個人情報の取り扱いは付随して発生します。 現在、訪問先の氏名、住所等の情報は、担当助産師が保健福祉センターにおいて、個人が特定できないよう情報を暗号化、転記して持ち出し訪問しております。これにより、まれにインシデントが発生しております。一人ひとりが決まりを守り、個人情報管理を行うことは必須ですが、ヒューマンエラーをシステムで改善していただきたく、安全なサービス提供にむけて情報管理システムの構築を強く要望いたします。
	(回答) 本市では、以前より各区保健福祉センターにおいて、妊娠期から子育て期にかけて、総合福祉システムにおいて、母子保健事業（妊娠届出時面談、妊娠健康診査、妊婦教室、妊娠 8 か月面談、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査、その他保健師等面談・電話等フォロー状況など）に関する個人情報の一括管理を行っています。 母子保健事業は、市民サービスに直結する内容も多く、扱う個人情報の量が膨大であり、外部の事業者へ委託する際には、個人情報の取り扱いについてルールを遵守し、安全なサービス提供が行えるよう努めてまいります。
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ 電話：06-6208-9967